

## 地区社会体育振興協議会活動費補助金交付要綱

制定 平成23年4月 1日  
改正 平成27年3月31日  
平成28年3月31日  
平成31年3月31日  
令和2年10月1日  
令和4年3月31日  
令和7年3月31日  
令和7年4月1日

### (趣旨)

第1条 市長は、各地区社会体育振興協議会が行う地区スポーツ事業を円滑に展開することで、各種スポーツを通じて市民の健康への意識・関心を高めるとともに、健康増進を図るため、地区社会体育振興協議会事業費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

### (補助の対象事業等)

第2条 補助の対象とする事業は、地区社会体育振興協議会が前条の目的で行う事業及びその他団体の運営に必要な事業とし、補助経費は当該事業に要する経費とする。なお、補助の額は、本市の当該年度予算のとおりとし、補助の限度額は、本市の当該事業予算を超えない範囲で、当該事業費の50パーセントを超えない範囲とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、第2条に規定する事業の実施において、別表に掲げるものうち、当該年度の4月1日から3月31日までの間に実施するものとする。

### (補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、地区社会体育振興協議会活動費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、当該年度の事業着手前（4月1日に着手する場合は4月1日）に、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 役員名簿
- (4) 団体規約

2 市長は、当該申請者がやむを得ない理由により前項に規定する期限までに申請に係る書類を提出することが困難であると認めるときは、事業着手日以前に市長に地区社会体育振興協議会活動事業事前着手届（第7号様式）を提出させたうえ、市長が別に定める期日までに申請に係る書類を提出させることができる。

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、地区社会体育振興協議会活動費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号に掲げる条件(前条第2項の規定による申請の場合は第1号及び第3号)を付けて、当該補助金の交付を決定するものとする。

- (1) 補助の対象となる事業の範囲は、各地区社会体育振興協議会が第1条の目的で行う事業とする。
- (2) 補助金交付の決定後速やかに事業に着手しなければならない。
- (3) 市又は関係機関が行うスポーツ事業へ協力しなければならない。

(変更交付の申請手続)

第6条 前条第1項の規定による補助金交付の決定の通知を受けたものは、当該事業の計画を変更しようとするときは、地区社会体育振興協議会活動費補助金変更交付申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、地区社会体育振興協議会活動費補助金変更交付決定通知書(第4号様式)により、通知するものとする。

(事業実績報告書の提出)

第7条 補助金交付の決定を受けたものは、当該事業を完了したときは、地区社会体育振興協議会活動費事業完了届(第5号様式)及び地区社会体育振興協議会活動費事業実績報告書(第6号様式)(以下「事業実績報告書等」という。)を事業完了後30日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項に定める事業実績報告書等には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

(補助金の交付時期)

第8条 補助金交付の時期は、当該補助対象事業の完了後とする。ただし、事業運営等に支障が出る場合は、補助金の全部又は一部を前金払できるものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を速やかに市長に提出しなければならない。

(備付帳簿)

第9条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(補助金の返還)

第10条 市長は、この要綱の規定により補助金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第2条に規定する補助対象以外の目的で補助金を使用したとき
- (2) 第5条第2項に規定する指示又は条件に違反したとき
- (3) 第7条の規定による届出をしなかったとき
- (4) 不正な方法により補助金の交付を受けたとき

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表

補助対象経費		内容
事務費	消耗品費	事務用品、消耗品（単価10万円未満）の購入代
	印刷物	広報物の印刷、活動に関する資料のコピー代
	通信運搬費	郵便切手・はがき代、団体が所有する機器に係るインターネット経費・電話代
	交通費	公共交通機関の運賃
原材料費		活動実施に必要な原材料
報償費		指導者及び協力者等への謝金
保険料		活動参加者に対するイベント保険、レクリエーション保険
使用料及び賃借料		会議室、機材、機材運搬に使用する車両などの使用料・賃借料
備品費		活動実施に必要となる備品等（単価10万円以上）の購入代
その他		活動の実施に直接かかる経費として市長が認めたもの